

対象となる施設

区分	都市施設		特定都市施設	
建築物 小規模建築物※	学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校・大学・専修学校など	すべて	
	医療等施設	病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの)	すべて	
		診療所(患者の収容施設を有しないもの)、助産所、施術所、薬局※	すべて	
	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1,000㎡以上	
	集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。1の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)、公会堂	すべて	
		集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの)	1,000㎡以上	
		公民館など	200㎡以上	
	展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000㎡以上	
	物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど※	すべて	
		卸売市場	2,000㎡以上	
	宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000㎡以上	
	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて	
		事務所(他の施設に附属するものを除く)	2,000㎡以上	
	共同住宅等	共同住宅、寮、寄宿舎など	11戸以上	
	福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて	
	運動施設又は遊技場	体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場など	1,000㎡以上	
	文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて	
	公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000㎡以上	
	飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など※	すべて	
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1,000㎡以上	
	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など※	すべて	
	工業施設	工場など	2,000㎡以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		すべて
	自動車関連施設	自動車車庫	500㎡以上	
		自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上	
		ガソリンスタンド※	すべて	
		自動車教習場	1,000㎡以上	
	公衆便所	公衆便所	すべて	
公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上		
地下街	地下街など	2,000㎡以上		
複合施設	都市施設の複合建築物	2,000㎡以上		
道路	道路	道路法による道路	すべて	
公園	公園等	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び市立公園など	すべて	
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて	
路外駐車場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの		500㎡以上	

※ ※の付いている施設で用途に供する部分の床面積が200平方メートル未満の建築物は小規模建築物となります。

* 特定都市施設の欄の面積は、建築物にあっては用途に供する部分の床面積の合計(増築等の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計)、路外駐車場にあっては駐車場の用に供する部分の面積を表します。